

表 「広東省大気汚染防止条例」草案の主な内容

項目	主な内容
工業汚染防止	○珠江デルタ地域(注1)での石炭・石油火力発電所、企業の自家発電設備の新設・拡張禁止(第16条)。 ○珠江デルタ地域での国の計画外の鉄鋼、原油加工、エチレン生産、製紙、セメント、板ガラス、陶器(特殊陶器を除く)、非鉄金属冶金など、大気汚染が重大なプロジェクトの新設・拡大の禁止(第16条)。 ○火力発電、鉄鋼、石油、化学工業、板ガラス、セメント、陶器などの大気汚染重点企業およびボイラープロジェクトについて、現行の汚染防止に最も適した技術、もしくは使用可能な最新の技術を採用する(第18条)。 ○広東省で生産、販売、使用される揮発性有機化合物を含む原材料および製品は、含有量が省の基準を満たす必要がある(第23条)。 ○工業塗装企業は揮発性有機化合物含有量の低い塗料を使用しなければならず、かつ台帳に生産原料、補助材料の使用量、排気量、行き先、揮発性有機化合物の含有量を登録し、県級以上の政府に申告する。台帳は3年以上保存する(第26条)。
移動源汚染防止	○地級市(注2)以上の政府は大気汚染防止のため、以下のような高排出車に対し、区域、時間、車種などをもとに通行制限を行うことができる(第31条)。 ①黒煙などの可視汚染物質を排出している自動車、②国が淘汰(とうた)を要求・奨励している排気による汚染の重大な自動車、③広東省政府が定める、国の段階的排出基準以下の自動車、④広東省政府が定める、国の関連排出基準を超過する自動車、⑤国・省が定めるその他の高排出自動車。 ○規定に違反して高排出自動車を使用した場合、200元の罰金を課す(第75～76条)。
ほこり、その他の汚染防止	○都市建設プロジェクトの施工現場の出入り口に、車両の洗浄状況とナンバーの監視システムを設置する。建築面積が5万平方メートル以上の場合、粒状物質のオンライン観測システムを設置する(第54条)。 ○建築ごみ、粉状物質、砂・石、モルタルなどを運送する場合、密封のうえGPSを設置し、規定の時間、路線を使用する(第56条)。 ○煙を排出する飲食業施設は油煙浄化設備などを設置する。臭いが発生する場合は、臭い処理設備を設置する。大・中型の飲食店はオンライン監視・観測設備を設置する(第59条)。

(注1) 広州市、深セン市、佛山市、東莞市、中山市、珠海市、肇慶市、江門市、恵州市の9市。

(注2) 省に次ぐ行政単位。

(出所)「広東省大気汚染防止条例」草案を基に作成